広報 とよおか

とよロクフェス2015 最優秀バンド「飯田高校 ミニュモ」

ずっと ふるさと、もっと とよおか。

10 平成27年 月号 VOL.295

特集 ……2ページ
おしらせ宅配便 ……4ページ
こんにちは農業委員会です ……11ページ
フォトリポート ……12ページ
元気が大好き♪ ……14ページ
笑顔きらきら子育てひろばです …15ページ
地域おこし協力隊徒然日記 ……16ページ
だいち便り ……17ページ
くらしの情報 ……18ページ

特集

平成27年度 豊丘村人材育成事業 広島平和の学習事業

「広島平和の学習事業」は、広島平和記念式典への参加や、平和記念資料館・原爆ドーム・大和ミュージアム等の見学を通じて、生命の尊厳や平和の尊さを改めて認識していただく機会として平成23年度から始まりました。５回目となる今年は、移動をバスから新幹線に変え、21名の皆様が参加されました。

また、村民の皆様のご協力により作成された２万５千羽の千羽鶴を広島平和記念公園へ献納することができました。ご協力誠にありがとうございました。

参加者の感想 ～二度と戦争を起こさないために、私たちはどうすれば良いのか～

（中学生　男子）

「痛い…」「苦しい…」「悲しい…」

広島平和記念資料館で、原爆後の写真を見た時、その頃の、広島の人達の気持ちまで伝わってきました。

僕は、ずっと広島に行ってみたいと思っていました。その理由は、小学校や中学校の国語で戦争の事を勉強したり、テレビで戦艦大和の事を知ったりしたからです。最初は、広島に行けば、戦争の歴史について学べると思っていました。戦争をしていた頃に、アメリカ軍がどのように攻撃したり守ったりしていたのか、また戦後、日本がどのように復興したのかなどの、情報を知ることができると思っていました。

でも、実際には情報だけでなく、原爆を受けた人達の気持ちが伝わってきて、戦争の恐ろしさを感じました。原爆で全身火傷をした人の模型を見た時は、ショックでした。また、日本政府は、戦死した人や失った機体などの数を、国民に偽って伝えていた事もわかりました。

戦争を起こさないために、自分に何ができるのか、広島から帰ってきて考えていました。中学生の僕には、大物の政治家や政府の偉い人に話しかける事はできません。しかし、広島に行って来た感想を基に、これから日本はどうすれば良いかを自分なりに考え、学校の友達や家族に話をすることならできると思いました。戦争で得る物は何も無いと思います。多くの人が亡くなり、戦争で勝っても負けても、両方の国が必ず失う物があると思います。原爆で被爆した人は、70年たった今でも、悲しみをずっと背負い続ける事がわかりました。

広島から帰ってきて、おじいちゃんやおばあちゃんに戦争の頃の話を聞くと、「戦争が終わってからも、食べるものが無くて苦しかった」という答えが返ってきました。そんな戦争を繰り返さないために、今回、広島に行って『見た事』『感じた事』を忘れないようにして、友達にも伝えて行きたいと思います。

参加者の感想 広島平和記念式典に参加して

（一般女性）

昭和20年8月6日、午前8時15分人類史上初めて原爆が広島に投下され、今度は9日に長崎に原爆が落とされた。今年は被爆70年。米国が高度9600メートルの上空から原爆を投下した。目印は原爆ドームの西側に架かるT字形の「相生橋」だった、と報道されている。無残な姿の原爆ドームそして原爆資料館に展示されている数々の資料と遺品を目にすると、被爆され、どんなにか熱かったろうに又苦しかったか計り知れない。こんな惨い事を…。人間のする事ではない、と切実に心が痛みます。館内を中へ進むと壁に、はっきりと大きな字で「水をください」と書かれていた。自然に目に入り足が止まった。そして何回も何回も読み返した。私の父は東京から120キロに位置する「硫黄島」で戦死しました。あんなに小さな島を必死になって守ったのだと云う。アメリカが日本の本土へ攻めてこない様に最前線で守ったのだと聞いている。父が戦死した「硫黄島」へは今迄に4回行く事が出来ました。島の中へは何一つ物を持ち込む事は出来ないが、水だけは持って行ける。ふる里の水豊丘の水です。戦死した方々が亡くなる時「水が飲みたい」「水が飲みたい」と云って亡くなった。と聞いている。今となっては何もしてやる事が出来ないが、あの時飲みたかった水を毎日お仏壇にあげている。どんなに戦争を憎んだことか…。広島に原爆が投下され命を落とす時「水をくれ」「水をくれ」とうめき声をあげていたそうです。父と重なり、やりきれない思いがします。現在の広島を目にすると当時、がれき化した街の惨状は思い浮かばない。そして70年前に、あの様な悲惨な出来事があったのか……と多くの方々が思われるのではないでしょうか。日本は終戦から70年平和が続いている。悲しい過去を一人一人が忘れる事なく二度と戦争が起きない事を心から願います。

この度終戦後70年の節目の年に広島平和記念式典に参加させていただき有り難うございました。

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

愛称：
マイナちゃん

・村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、役場窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。

・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
・マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

行政の効率化
行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

国民の利便性の向上
添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

公平・公正な社会の実現
所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えます。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

マイナンバーのホームページ：http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html
公式 twitter：https://twitter.com/MyNumber_PR
マイナンバーのコールセンター：0570 - 20 - 0178（マイナンバー）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

■マイナンバーについて
・マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ12ケタの番号です。
・マイナンバーは、原則一生変更されることはありません。
・法人に対しては、法人番号（13ケタ）が国税庁長官より通知されます。

■マイナンバーの通知方法
・平成27年10月以降に、住民票をお持ちの全ての方に村より通知カードをお送りします。
・中長期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知されます。
・通知カードは簡易書留により、住民票の住所に世帯単位で送られます。

■通知カード
・通知カード（紙製）は、マイナンバー（個人番号）、氏名、生年月日、性別、住所が記載されます。
・顔写真やICチップがないため、通知カードだけでは本人確認に利用できません。
・マイナンバーは一生使うものですので、大切に管理してください。
※受け取られた通知カードは、個人番号カードの交付を受ける際に返却が必要となります。また紛失し再交付を受ける場合は有料（500円）となりますので大切に保管して下さい。

通知カード（表）

通知カード（裏）

通知封筒

■マイナンバーが必要になる場面
平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。（法律で定めのある事務以外での使用は禁止されています。）
（具体例）
・所得税法第226条第1項に規定する給与所得の源泉徴収票については、平成28年1月1日以後に支払うべき給与等に係るものから新様式となり、給与等の支払を受ける者の個人番号、控除対象配偶者の氏名及び個人番号、扶養親族の氏名及び個人番号の記載が必要となるため、事業主からあらかじめ個人番号を求められる。
・勤務先などで税や社会保障の手続きのために番号の情報提供を求められる。
・医療、介護保険の給付請求、確定申告、年金の請求時等
・預金口座に適用

■個人番号カード
・個人番号カードは、平成28年1月以降に希望者に交付されます。
・個人番号の申請書は、平成27年10月に送られる通知カードに同封されています。
・個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）と顔写真、裏面にマイナンバー（個人番号）が記載され、ICチップが搭載されます。
・個人番号カードは、それだけで本人確認に利用できます。
・電子証明を掲載できるので、e－Tax（イータックス）などの電子申請に利用できます。
※役場で通知カードと引換えに個人番号カードを受け取ります。住民基本台帳カード（住基カード）をお持ちの方は、個人番号カード交付の際に返却してください。
※個人番号カードは、レンタル店などでも身分証明書として広くご利用いただけます。ただし、カードの裏面に記載されているマイナンバー（個人番号）をレンタル店などに提供することはできません。また、レンタル店などがマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることは禁止されています。

申請書（表）

申請書（裏）

■住民基本台帳カード
・住民基本台帳カードは、平成28年1月以降も、有効期間内であれば利用可能です。
・住民基本台帳カードは、平成28年1月以降、新規発行及び再発行が停止されます。電子証明も同様です。

■マイナンバーの安全性
・マイナンバー（個人番号）をもとに特定の機関に共通のデータベースを構築するようなことはありません。例えば、国税に関する情報は税務署に、児童手当や生活保護に関する情報は市区町村に、年金に関する情報は年金事務所になど、これまでどおり情報は分散して管理されます。
・役所の間で情報をやり取りする際には、マイナンバーではなく、役所ごとに異なるコードを用いますので、一か所での漏えいがあっても他の役所との間では遮断されます。したがって、仮に一か所でマイナンバーが漏えいしたとしても、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとなっています。

マイナンバーのコールセンター　0570－20－0178　・　税務会計課　窓口係　35－9059

豊丘村国民健康保険からのお知らせ

10月1日から保険証が変わります

９月下旬までに郵送で各ご家庭に届きますので内容をご確認ください。「記載内容に誤りがある」、「国保の資格がないのに保険証が届いた」などの場合は、至急、役場保健衛生係までご連絡ください。

保険証の裏面には臓器移植法の規定に基づき【臓器提供意思表示欄】を設けてあります。意思表示内容を見えないようにするための「目隠しシール」が必要な方は、役場でお渡ししておりますので、保健衛生係までご連絡ください。

一般国保の保険証

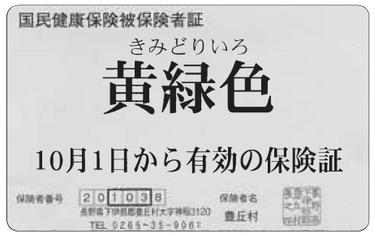

退職国保の保険証

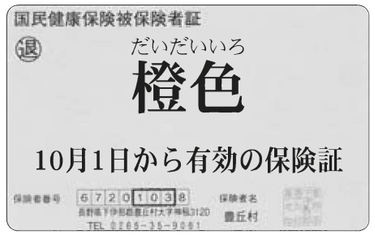

ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用について

「ジェネリック医薬品」とは、最初に開発された薬（＝先発医薬品）の特許期間が切れてから、同じ主成分を配合して作られた薬のことです。

「ジェネリック医薬品」は開発費用が少額で済むため先発医薬品に比べ安価で、安全性や効き目は先発医薬品と同等とされています。そのため、国においても、患者さんの負担軽減や医療保険財政の面から「ジェネリック医薬品」の普及推進に力を入れているところです。

今回、国保保険証の定期更新に合わせ、各世帯へ「ジェネリック医薬品活用法」リーフレットを配布いたしました。「ジェネリック医薬品」の内容や負担軽減の例などをわかりやすく紹介していますので、ぜひご覧ください。

現在使用されている薬について、「ジェネリック医薬品」への切替えを医師や薬剤師に相談する際に役立つ「ジェネリック医薬品希望カード」もしくは「希望シール」は、役場で配布しております。ご希望の方は、係までご連絡ください。

また、５月と11月の診療月に調剤を受けた先発医薬品を、「ジェネリック医薬品」に切り替えた場合どれくらい薬剤費が安価になるかを記載した「ジェネリック医薬品利用差額通知」を、該当の被保険者様にお送りしておりますのでそちらも参考にしてください。

ジェネリック医薬品希望カード

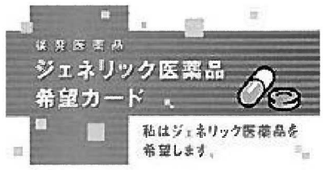

ジェネリック医薬品希望シール

医療機関を受診するときは、こんなことにご注意を

○保険証は忘れずに！

医療機関の受診には、保険証や高齢受給者証を忘れずお持ちください。保険証は、その方の加入資格や一部負担金の割合などを証明する大変重要なものです。忘れてしまうと、いったんは10割の医療費を支払わなければならない場合もあります。保険証は大切にし、いつでも提示できるよう保管をお願いします。

○お持ちの保険証の資格は正しいですか？

就職・退職時には、多くの場合医療保険の切り替え手続きが必要となりますが、国保と健康保険（社保など）の切替えは、自動的には行なわれません。就職・退職などが決まったら、医療保険はどこに加入することになるのか確認のうえ、ご自身により速やかに切り替え手続きをしていただき、正しい資格の保険証での受診をお願いします。

手続きが遅れ、国保の資格がない時点で国保保険証を使って受診された場合、国保が負担した医療費は返還していただくことになりますので、速やかな手続きにご協力をお願いします。

また、切り替え手続き後、新しい医療保険の保険証が手元に届くまで時間がかかる場合は、受診をする際に医療機関の窓口へ「○月○日から保険が変わった（変わる予定だ）が、まだ保険証が届いていない」ことをお伝えください。

○日付の入った領収証は支払いの際、必ず発行してもらいましょう

受診・調剤の際にもらった領収書は大切に保管してください。高額療養費の申請や確定申告の医療費控除に必要なほか、国民健康保険から受診日数や施術内容のおたずねをする場合があります。

国民健康保険に入るとき・国民健康保険をやめるときは、必ず届け出を！！

国民健康保険の加入・脱退の退出は14日以内に

退職された場合は、必ず、いずれかの手続きが必要です。

退　職

国民健康保険に加入する
退職日から14日以内に役場窓口係に国保加入の届け出をしてください。

退職した会社の健康保険に引き続き加入する（任意継続）
一定の条件を満たせば、引き続きその保険に加入できます。（手続きは20日以内）詳細は加入していた健康保険組合、全国健康保険協会にお問い合わせ下さい。

家族が加入している健康保険の被扶養者になる
家族の勤務先または加入している健康保険組合などにお問い合わせ下さい。

■届出に必要なもの
- ●健康保険をやめた証明書（健康保険等資格喪失証明書など）
- ●年金手帳（20歳以上60歳未満の方）　●認印
- ●年金証書（厚生年金や共済年金を受けられる65歳未満の方）

■加入の届出が遅れると…
- ●健康保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。
- ●国民健康保険税は、加入の届出をした月からではなく、資格を得た月の分から納めていただきます。届け出が遅れると、加入した月までさかのぼって保険税を納めていただくことになります。

※健康保険に加入していますか？ほかの保険と重複して加入していませんか？お手元の保険証を今一度ご確認ください。

・・・国保をやめる届出もお忘れなく・・・

国保に加入していた方が扶養として家族の健康保険に加入したときや勤務先の健康保険などに加入したときは、14日以内に役場窓口係に脱退の届出をしてください。

■届出に必要なもの
- ●国保の保険証　●職場の健康保険証　●認印
- ●年金手帳

■脱退の届出が遅れると…
- ●保険証を使って受診してしまった場合は、国保が負担した医療費はあとで返還していただきます。
- ●国保とほかの健康保険との資格が重複し、それぞれの保険料（税）を二重に払ってしまいます。

健康福祉課　保健衛生係　電話35－9061

家屋の新築・増築 取壊しはご連絡ください

税務会計課　税務係　☎35－9051

平成27年中（平成27年1月2日～平成28年1月1日）に家屋の新築・増築又は取壊しを行われた場合、平成28年度から固定資産税が課税または除外されます。

上記に該当する家屋がある場合、または年末までに予定されている場合は、現在、隣組回覧で依頼しております**「新築・増築又は取壊し家屋調査票」**にご記入いただくか、役場税務係まで直接ご連絡くださるようお願いいたします。（既に連絡をいただいている場合は必要ありません）

また、6月に送付いたしました固定資産税課税明細書を再度ご確認いただき、「現存する家屋の記載がない」「取り壊した家屋が載っている」など、以前からの家屋の課税についても、課税明細書と相違する点がありましたら、役場税務係までご連絡ください。

※家屋には、住宅、店舗、長屋の他、車庫・物置・柿干場・土蔵・作業場等も該当します。

※法務局で不動産登記をした家屋でも、ご連絡くださるようお願いします。

《新築・増築の場合》

平成28年度から固定資産税が課税されます。職員が、税額を算出するための調査（家屋評価）にお伺いします。

《取壊しの場合》

平成28年度から固定資産税が課税されなくなりますが、お申し出がない場合は、役場では把握することができず、そのまま課税されてしまいますので必ずご連絡をお願いします。

◆課税対象となる家屋とは

①土地に定着して建築されていること。（ボルト等で固定されていなくても課税対象となる場合があります。）

②屋根及び周壁又はこれに類するものがあること。（壁がなくてもガラスや建具などがあれば、「これに類するもの」にあたります。なお、周壁は三面以上あるものが対象です。）

③住宅、店舗、工場、倉庫、物置などの用途に使用することができる状態にあること。

年に1回は検査を 自家用井戸の水質検査

環境課　上下水道係　☎35－9058

自家用井戸を使用されている皆様にお知らせします。

例年行っております「自家用井戸の水質検査」の取りまとめを、本年も上下水道係で行います。

ここ数年、井戸水の水質について関心が高まっているところですので、飲用使用の有無にかかわらず年1回程度の検査を行い、井戸使用の水質を承知しておくことをお勧めします。

▼検査項目

検査の項目は、公営水道と同基準の項目で、一般生活に関係する内容を用意しています。

臭気、味、色度、濁度、PH、TOC、一般細菌、大腸菌、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩化物イオン、亜硝酸態窒素

▼検査料金

7、800円（税込み）

※検査料金については、後日検査結果とともに送付される納付書により納入をお願いします。

※検査結果の事務処理費150円を含んでいます。

▼検査申込期間

9月28日（月）～10月2日（金）まで（8時30分～17時）

※受付時に採水容器をお渡します。

▼検体の提出日

10月6日（火）の午前中

※提出時間を厳守願います。

▼受付・検体の提出場所

役場　環境課　上下水道係

※詳しくは、上下水道係までお問合せください。

スポーツ館の使用料減免について

スポーツ館の使用料について、下記の通り減免とします。

【適用団体・減免範囲】

・豊丘村ゲートボール連盟所属の方々
　※65歳以上の高齢者団体につき
・9月使用分より全額減免

教育委員会　社会教育係　☎35-9066

保健所発行の医療費助成に係る受給者証をお持ちの方へ

県保健所で発行される下記の受給者証をお持ちの方は、村の「福祉医療」制度の対象になります。「福祉医療」とは、医療機関の窓口でお支払いただいた医療費の自己負担分が、後で給付金として支給されるものです。

これらの受給者証をお持ちの方で、まだ福祉医療の申請をされていない方は、受給者証・保険証・印鑑・通帳等の振込先の分かるものをお持ちいただき、役場健康福祉課まで申請してください。

なお、他の資格区分で、すでに福祉医療の認定がされている方は、申請の必要はありません。

「福祉医療」制度の対象となる受給者証

●指定難病受給者証，特定疾患治療研究事業受給者証，長野県特定疾病医療受給者証
●ウイルス肝炎医療費受給者証　●小児慢性特定疾病医療受給者証

健康福祉課 保健衛生係　☎35-9061

上下水道係からのお願い
激増中！　異物を流さないで下さい

伴野マンホールポンプから タオル等の異物を発見

タオルやプラスチックゴミなどの異物を流されますと、ポンプ等処理場の機械が故障し、家庭からの排水が出来なくなり、汚水があふれることがあります。

また、器機類の修繕により下水道使用料の改定にも大きく関わってきます。

ポンプにタオルが詰まっている状況（ポンプ故障警報が発生）平成27年7月31日（金）

ポンプにプラスチック・タオルが詰まっていた。

※下水道に流してはいけないもの

油類・衣服類（下着、靴下等）・薬品・掃除用品・衛生用品（ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、生理用品等）

10月1日は浄化槽の日！

環境課　上下水道係　☎35－9058

●浄化槽の日について

浄化槽の日は、合併処理浄化槽の普及促進及び周知徹底を通じ、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的とした浄化槽法が全面施行された日（1985年10月1日）を記念して定められました。

●浄化槽の役割と処理の仕組み

浄化槽は、水環境や生活環境の保全に重要な役割を果たしている下水道の終末処理施設と並ぶ代表的な生活排水施設の一つです。下水道の整備が困難な山間地域における重要な設備となっています。

浄化槽の中には微生物が住んでいて、家庭から出る汚水を微生物の働きを利用して綺麗にします。

●浄化槽を正しく使用するため、家庭で注意すること

○トイレでは
・トイレットペーパーを使用し、紙おむつや生理用品は流さない
・微生物を弱めるので、塩素系洗剤、殺菌剤は使わない

○洗濯では
・洗剤は適量を使用し、漂白剤は控えめに

○風呂場では
・塩素系のカビ取り剤は控える
・風呂の残り水有効に使い、徐々に排水することを心がける

○台所では
・油や調理クズをなるべく流さない
・鍋や皿のひどい汚れは、紙でふいてから洗う

○浄化槽では
・空気送風機（ブロワー）の電源は絶対に切らない
・マンホールのフタの上に物や車を置かない
・配管の詰まりや、悪臭など異常が起きたら保守点検業者へ直ちに連絡する
・浄化槽法に定められた回数の保守点検と清掃を必ず実施する

「年に１度は目の健診を！ 症状が出にくい病気を チェックしてもらおう！」 ～目の健診は近くの眼科専門医で～

10月10日は目の愛護デーです。テレビ、パソコン等目を酷使する生活環境、加えて高齢化に伴った目の異常も多くなっています。

一方で治療技術は大きく進歩し、早期発見によって回復や、進行の抑制、視力低下が予防できる疾患も増えてきました。

そこで、年に１回は目の健診を受け、目の健康を心がけましょう。

健康福祉課　保健衛生係　☎35 - 9061

平成27年度 コミュニティ助成事業

平成27年度コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業区分ア及びイ）を活用して、河野区及び消防団の防災備品・消防備品を整備しました。

この事業は、一般財団法人自治総合センター及び公益財団法人長野県市町村振興協会が宝くじの普及広報を目的として地域のコミュニティ活動に対して助成しているもので、これにより地域の災害への備えが進んでいます。

事業一覧表

河野区

購入品目	数量
ＡＥＤ－2100－Ｖ	３セット
（内訳）	
自動体外式除細動器	3台
使い捨て除細動パッド	3枚
バッテリパック	3個
AEDキャリングバッグ	3個
AEDレスキューキット	3個
AED壁掛け型収納ケース	3個

消防団

購入品目	数量
ホース（消防ポンプ用）	22本

総務課　総務係　☎35－9050

平成27年度地域活動助成事業 コミュニティ備品整備

北村自治会では今年度、公益財団法人長野県市町村振興協会の地域活動助成事業により、自治会所の備品を整備しました。

自治会所は地域の住民が一番集まる場所であり、住民のコミュニティ意識の高揚につながるものと期待されます。

この事業は公益財団法人長野県市町村振興協会が宝くじの普及広報を目的として地域のコミュニティ活動に助成を行っているものです。区、自治会等で助成希望がありましたら総務課企画財政係までお問合せください。

助成備品一覧

和机	24台
折りたたみ椅子	25脚
座敷用シート	2枚

総務課　企画財政係　☎35－9050

平成26年度　ふるさと納税寄付金活用による新規事業

平成26年度にふるさと納税で頂いた寄付金を活用した今年度の新規事業を公表します。

①保育料の軽減策

３歳以上児の同時入所の２人目を無料化し、未満児については２人目を通常の１/２の料金に軽減。

②保育園の米飯給食開始

これまで各家庭から持参していたご飯を村が負担し、おかずと共に保育園給食として提供。

③小中学校のドリル代・定期テスト代を無料化

これまで学年費より支払われていたドリル代・定期テスト代を村が全額負担。

④高齢者インフルエンザ予防接種補助

今年度から新ワクチン導入によって値上がりするインフルエンザ予防接種について、個人負担額はこれまで通り２千円のまま据え置き、さらに接種補助として一人千円分の商品券を贈呈します。（詳しくは14ページをご覧ください）

⑤ゲートボール使用時のスポーツ館の使用料減免

ゲートボール使用時のスポーツ館の使用料を９月使用分から全額減免。（詳しくは８ページをご覧ください）

この他にもふるさと納税で頂いたご寄附から村民の皆様へ還元できるサービス事業を随時行ってまいります。今後、新たな事業等が決まり次第、本誌で公表させていただきます。

総務課　企画財政係　☎35-9050

こんにちは　農業委員会です

農業委員会事務局（産業建設課　農政係　☎35-9056）

■農業用施設を整備する場合は、届出が必要です。

農業用倉庫、農道、排水路などの農業用施設を整備する場合は、整備する面積によって次のとおりになります。

届　出	転用申請
整備する面積が200㎡未満 ↓ 農業委員会への届出	整備する面積が200㎡以上 ↓ 農地転用申請（県知事の許可）

届　出（整備する面積が200㎡未満）

耕作の事業を行うものが、耕作農地の保全もしくは利用増進のために必要不可欠な施設または、農作物の育成もしくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合、200㎡未満であれば、農地転用の制限の例外として農地法施行規則第32条第１号の規定があり、県知事の許可でなく農業委員会への届出が必要となります。

柿干場、農業用機械の保管庫、農道など新設される農家のみなさまは地元の農業委員へお知らせください。

また、既に建築されており届出が無い農業用施設については、随時届出をしていただいておりますのでご協力ください。

転用申請（整備する面積が200㎡以上）

農業用施設等の整備面積が200㎡以上の場合は、農地転用申請が事前に必要です。県知事の転用許可後に工事着工できます。

■非農地通知を発送します。

７月～８月にかけ、農地パトロール（利用状況調査）を実施しました。その結果、非農地（農地では無い）と判断した土地につきましては、「非農地通知書」を所有者のみなさまへお送りしますので地目変更登記を行っていただけますようお願いいたします。

非農地とは…

① 土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの。

② 開墾に匹敵するような条件整備を行わなければ、対象地を農地として利用できない場合

③ 農地に復元できそうだとしても、周囲（山林など）の状況から見て、その土地を農地として利用できない場合。

フォトレポート ―8月・9月の出来事―

総合防災訓練 災害に対する備え確認

総合防災訓練が8月30日に実施され、各自治会では災害発生時の避難や救護の訓練に大勢の村民が取組み防災意識を高めました。

このうち、北市場二自治会では村からの避難勧告を受け、ゆめあるてに避難し人数の把握などを訓練しました。

また、消防団員から災害発生時の心得について講義を受けた他、避難行動や災害に対する備えを確認しました。

一方、林原木門自治会のコミュニティセンターでは、消防団女性班の指導でAEDによる救命処置訓練があり、救護手順や方法を学びました。

参加者は突然の事態に備えた定期的な訓練の必要性を改めて認識していました。

とよロクフェス2015

とよおかロックミュージックフェスティバル2015（とよロク）が9月6日にゆめあるてで開かれました。

当日はあいにくの雨模様となりましたが会場には多くの若者が集まりました。

今年から高校生バンドによるコンテスト形式とし、聴衆によって投票を行い、最優秀バンドを決めるスタイルでフェスが行われました。

出場バンドは飯田下伊那の高校生バンド7バンドとゲストアーティスト1組の計8組が観客を楽しませました。

会場入り口では、この日のために開発された「トヨドッグ」「おたぐりライスバーガー」が販売され来場者に人気を博していました。

大原俊秀さんに感謝状贈呈

8月7日、保護司を長く勤められた功績が認められ、上市場の大原俊秀さんに国から感謝状が贈られました。

保護司は、罪を犯した人や非行に陥った少年を更生し社会復帰に導くために活動しており、現在豊丘村では2名の方が活動しています。

今回表彰を受けた大原さんは、保護司を平成21年から今年の5月まで、3期6年間勤められ、犯罪・非行少年の更生や犯罪を起こさせないための活動などにご尽力いただいた功績が認められました。

広島平和の学習事業報告会

広島平和の学習事業の参加報告会が、8月21日に役場で行われました。

戦後70年を迎える今年、学習事業に参加した皆さんは、それぞれが感じたことや学んだ事を、レポートにして発表しました。

参加した小中学生からは、実際に平和式典に参加してみた感想や、「平和資料館で学んだ戦争や原爆の恐ろしさを、家族や友達などに伝える等といった、いまの自分に出来ることから、世の中に向けて、平和の尊さを訴えていきたい」と述べていました。

ものづくりコンテストで中学生入賞

自作のからくりマシンの出来栄えなどを競う、「全国少年少女チャレンジ創造コンテスト飯田地区大会」に出場した、豊丘中学校の2チームが、準優勝と敢闘賞を獲得しました。

豊丘中学校では「ものづくり部」から2チームが参加。7月下旬からマシンの製作に取りかかり、大会に向けて準備して来ました。

生徒たちは、マシンの大きさなどを規定内に収めつつ、自分たちが考えたからくりパフォーマンスを実現しようと試行錯誤したという事です。

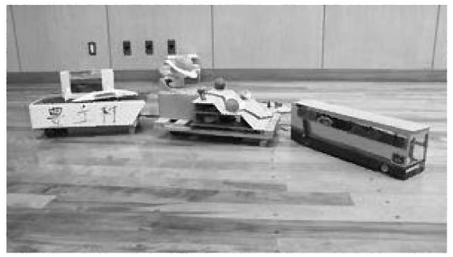

りんごオーナーつがる収穫祭

長沢りんごのつがる収穫祭が、9月6日に行われました。

この日はあいにくの雨模様となりましたが、県内外から、多くのオーナーが来村しました。

長沢りんご団地に到着したオーナーの皆さんは、自分たちのオーナー木を見つけると、大きく実ったりんごを嬉しそうに収穫していました。

オーナーの皆さんは、とったりんごをその場で早速丸かじりするなどして、豊丘村の自然の恵みを満喫していました。

健康とよおか21

元気が大好き♪

健康福祉課　保健衛生係
☎35−9061

インフルエンザ最新情報有り！
早目の予防接種で冬のインフルエンザ対策を！

■インフルエンザは油断できない！

インフルエンザは集団で生活をする学校・保育園などで感染が広がりやすいですが、特に高齢期（65才以上）に感染すると肺炎を招いたり、心臓病や糖尿病、腎臓病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）などを悪化させます。また全身の衰弱を招くため、一人暮らしの方は危険な状態に陥る可能性があります。

■インフルエンザの流行期になったら…

インフルエンザは感染者の会話やせき、触れたドアノブなどから感染します。そのため、外出時はマスクを着用し、帰宅後は手洗い・うがいをするようにしましょう。日頃から十分な睡眠、バランスのとれた食事、軽い運動で身体の抵抗力をつけておくことも、非常に有効です。

予防接種は、インフルエンザの発症や、重症化を防ぐ効果があります。**効果が出るまで2週間〜2ヶ月程かかるので**、流行期（12月〜3月）前に接種を受けましょう。また、ワクチンの効果は約5ヶ月程です。流行するタイプも変わるので、65才以上、持病をお持ちの方、集団で生活される方は、毎年ワクチン接種をすることをお勧めします。

高熱、悪寒、全身のだるさなどの症状がみられたら、**12〜24時間以上様子を見てから受診しましょう**。それは、感染初期だと検査で陽性にならない場合があるためです。また、治療に使われる抗インフルエンザウィルス薬は、発病から2日以内で効果を発揮するため、**早すぎず遅すぎず、2日以内に受診すると良い**でしょう。

また、**高齢期は症状が軽めに出る**ことがあるので、流行期に体調不良を感じたときは医療機関に電話で相談をしてみてください。

★平成27年度インフルエンザ新ワクチン導入決定！

今までのワクチンは、三価ワクチンといって三種類（A型二種＋B型一種）のウィルスの抗体を作るものでした。

今年厚生労働省は、更にB型一種類を加えた四価ワクチンの導入を決定しました。そのため、ワクチン価格が500円程度値上がりすると言われていますが、このワクチンの導入で、より多くのインフルエンザウィルスに対する抗体を得ることが期待されます。

ふるさと納税還元企画！
65才以上のインフルエンザ予防接種で商品券1,000円分プレゼント!!

予防接種補助対象者

①村に住所があり、**満65才以上（昭和26年1月15日以前に生まれ）**の方

②村に住所があり、満60〜64才で心臓、腎臓、呼吸器に障がい（身体障がい者手帳1級取得）のある方

【接種期間】
平成27年10月15日〜平成28年1月15日

【持ち物】
予診票、本人負担額2,000円（※生活保護世帯の方は無料）、保険証

【受け方】
かかりつけの医療機関へ予約をして受診してください。

■ふるさと納税で地域の医療に充実を

昨年度のふるさと納税の寄付金額が4億円に達し、今年度は村内の整備や様々なサービスに活かされています（詳細10ページ）。

その寄付金活用の一つとして、65才以上でインフルエンザ予防接種を受け、**病院窓口で2,000円を支払っていただいた方※に、豊丘村の商品券1,000円分をプレゼント**いたします。商品券交付の詳細は後日お知らせします。※65才以上でも自己負担の発生しない方は対象外になります。

こんにちは！ 笑顔 きらきら 子育て広場です

子ども課
子育て支援係
子育て支援専門員　木村・下井田
（☎35−9078）

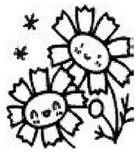

朝夕の涼しさや聞こえてくる虫の声に秋の気配を感じるようになりました。さわやかな活動しやすいこの時期に、戸外へ出てしっかり遊ぶと体も丈夫になり、心もたくましくなることでしょう。子育て支援センター「げんきっこ広場」で砂場あそびや追いかけごっこ、虫探しをして遊ぼうよ。

【あそびの広場、特別企画でこんなことしたよ】

◆ぴょんぴょん・とことこ広場のプール遊び♥わにさんになったよ。

◆おたんじょうびがきて3歳になりました。にっこにっこでうれしいなっ。

◆下沢先生の読み聞かせで季節にあった絵本の紹介です。自然とお話の世界に入れます。

◆スレンダー・ビクスはリズムに合わせて体を動かし、リフレッシュできます。

◆リトミックあそびは親子であるくなって歩いたり、止まったりの動きを楽しみます。

特別企画「カレーパーティのお知らせ」

畑で収穫したじゃがいもを使っておいしいカレーをみんなで食べましょう。
みんなで体を動かして遊んでからカレーパーティを始めます。
＊日　時・・・9月30日（水）　10時〜　　子育て支援センター
＊持ち物・・・カレー皿・スプーン・ご飯・飲み物（大人と子ども分）

【平成28年度保育園入園説明会のお知らせ】

平成28年度、保育園入園を希望する年少児・未満児の保護者の皆様に入園説明会を行います。
現在、入園している未満児の保護者の皆様も対象となりますので、よろしくお願いします。
○日時：10月29日（木）午前10時より　　○場所：役場2階中会議室　　○持ち物：筆記用具
・当日都合により出席できない方は子ども課・子育て支援係までご連絡ください。出席できなかった方当日以降に申込書を取りに来て下さい。（入園申込書の受け付けは11月27日（金）を予定しています。）
＊　問い合わせ　　子育て支援係　電話　35−9078

ぼくら
地域おこし協力隊徒然日記

2015 10月号

夏の避暑地 新九郎の滝へ初めて行ってきました

観光ホームページに夏のアクティビティとして紹介できるよう、新九郎の滝へ行ってきました。豊丘村に来て三年目ですが、今まで行く機会をのがしていました。滝の入口から歩くこと40分。いつもは、写真でしか見ていなかった滝の大きさに圧感。30℃を越える日にも関わらず滝周辺は涼しくマイナスイオンもたっぷりで、とても素敵な場所でした。（くろだ）

↑滝までの道のりは、岩に描かれた矢印と、木に巻かれたピンクのテープを目印に進みます!!

←人と比べると滝の大きさに圧巻

今年も参加しました!! せたがやふるさと区民まつり

昭和53年から続く、せたがやふるさと区民まつりに初めて参加してきました!! 毎年30万人もの来場者を誇るこのお祭りでは、ステージやお神輿など盛大でとても賑やかなお祭りです。豊丘村のブースでは、五平餅、りんごジュースを中心に菓子やお漬物などを販売しました。時にジュースは、お年寄りから子供まで年齢問わず大人気!! 豊丘村の味を知って貰える機会になりました。（さとう）

→にぎわいました☺ 今年も沢山の方で

↑2日間で1100本販売☆ 信州の味・五平餅

浜松&豊橋 南信州秋キャンペーン出店

豊丘村をはじめとする、南信州14町村が一丸となって、南信州をPR!!するイベントが浜松と豊橋で開催されました。各市町村が各々の自慢の秋の味覚や観光のPRを行い、豊丘村では9/26(土)より始まる『堀越まつたけ観光』のPRを主な目的として、農産物の販売も併せて行いました。タブレットパソコンで動画を流したり、本物そっくりに作られた松茸のオブジェに多くの方が足を止めていらっしゃいました。午前中の暴風雨も昼前にはあがり、浜松では完売することができてよかったです（さとう）

↑松茸のPRを中心にりんご、トマト、ピーマンを販売

82銀行八王子支店で松茸PR中☆

82銀行八王子支店にて、10/13まで豊丘村のPRディスプレイを展示しています。東京都八王子市は都内の市町村では一番人口が多く八王子支店は駅前にあります。銀行内には、村のパンフレットも設置してありますのでお近くにお知り合いの方がいらっしゃいましたら、是非声をかけて頂ければと思います。（さとう）

はじめての桃狩り観光

7/12から8/23の期間、毎年大人気のもも狩り&食べ放題が行われました。シーズン中は、連日多くの個人・バスツアーのご予約があり、協力隊はその受け入れや、もも狩りのご案内等をお手伝いしました。真夏日が続く炎天下の中、楽しそうにもも狩りをされている姿を見て、こちらまで楽しい気分になりました。（さとう）

↓桃狩りの様子

南小書道ボランティア

今年も南小の5年生から声をかけて頂き、書道の授業をさせて頂きました。3年生の頃からたずさわっているので、子供達の成長とともに字が上達しているのには、嬉しさと喜びでいっぱいでした。このご縁はまさに幸せの輪だなぁと感じさせてくれました。（くろだ）

今後のイベント出店情報

9/22・23 町イチ村イチ2015 東京国際フォーラム（有楽町）
りんごやぶどうといった農産物をはじめ、食堂コーナーにて、天ぷらまんじゅうをその場で揚げて提供します!!

9/27 のんほいルロット 新城軽トラ市 愛知県新城市中町商店街
松茸のPRや農産物・加工品の販売を行います。

10/17・18 名古屋まつり 名古屋・栄 エンゼル広場
今年初出店!!りんごを中心とした商品を販売併わせてふるさと納税のPRも行います!!

☆お近くにお知り合いのいる方は、ぜひ声をかけて頂ければ幸いです。

メンバー

黒田美佳（くろだ みか）
柿の上在住
協力隊の任期も残り半年です!!

佐藤葉子（さとう ようこ）
八王子在住
豊丘Lifeも5年目 楽しんでいます!!

交流センター だいち便り

No.166
交流センターだいち
電話 34－2520
FAX 34－2521
電子メールアドレス
postmaster@toyooka-daichi.jp
ホームページ
http://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp/50daichi/index.html

「秋の味覚」堀越まつたけ観光受け付け始まる

この9月1日から堀越まつたけ観光の予約が始まりました。本年度は9月26日から10月25日までの1カ月間、開催予定で計画されています。

9月1日の予約日に200人を超える申込があり人気の高さを感じるところです。また、今年度は雨量もあり豊作基調との見方で、期待がされています。

実施時間は12時・15時・18時の1日3回行ないます。

料理のコースは次の通り。

竹コース　5，000円
松コース　7，000円
特コース　11，000円

松茸のすきやきを中心に設定されています。

申込先は9月25日まではだいちで、9月26日からは堀越まつたけ観光で行ないます。

そのほか、村内では割烹安藤や八巳でもコース料理等を行なっています。詳しくはそれぞれのお店にお問い合せください。

オーナーの収穫祭始まる

「つがる」を皮きりに、ぶどうは九月中旬に

りんごの木のオーナーは品種「つがる」を皮きりに、オーナー制の秋の収穫祭が始まりました。

9月6日、あいにくの天候の中、家族連れで収穫を楽しみました。又長沢川でのマスの掴み取りは、びしょぬれになりながら一生懸命捕まえていました。その場でマスを串刺しにして、炭火で焼いて食べられるとあって大喜びでした。

ぶどうオーナーの皆さんも収穫に訪れています。今年度は雨も多いためか、割果も多く、色づきもやや悪い状態で、ブドウ栽培の難しい年となっています。

だいちの直売コーナーでは豊丘の農産物が安くてうれしいと言いながら、オーナーの皆さんを中心に、たくさんの買い物をして頂きました。イベント毎に有線を流しますので農産物の出荷を今後もお願い致します。

久我山との農産物交流販売に参加しませんか。

10月24日(土)・25日(日)に東京都杉並区京王井の頭線久我山駅前での豊丘の農産物等を販売する「第10回久我山とよおか祭り」を開催する予定です。だいちと、加工組合の皆さんで販売に出向きます。今年も多くの生産者の皆さんに農産物の出荷をいただきますようお願い致します。

直接販売に出向いていただける生産者の方、又販売を通じて都会の方と交流を深めたい方を募集します。村の農産物の良さをアピールする良い機会です。出荷について、又販売参加についてのお問い合わせは「だいち」まで。

桃狩りが終了しました。

1カ月半にわたって行なわれた桃狩りは中京圏を中心に8，170人のお客さんが来村されました。その期間中、直売コーナーへ農産物を出荷して頂き、ありがとうございました。

お知らせ

栗の集荷が始まっています。

出荷をお願いします。

栗は、菓子業界と連絡を取り合っており、需要はまだたくさんあります。

集荷時間は午前10時～午後2時まで受入をしています。なお、水曜日はだいち休業日のため、受入はしていません。詳しくはだいちまで、お問い合わせください。

農業資材EXPOで農業体験

生産者のスキルアップ研修として、千葉県幕張メッセで開催される『農業資材・次世代農業・フラワーEXPO』に参加される皆さんを募集します。1，760社が出展する大規模な展示会です。開催日は10月14日(水)です。経費については、交通費関係をだいちで負担します。大勢の方の参加をお願い致します。詳しくはだいちまでお問い合せください。

くらしの情報

被用者年金一元化法が施行されます

平成24年8月に成立した「被用者年金一元化法」により平成27年10月1日から、これまで厚生年金と三つの共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金制度に統一されます。

・平成27年10月以降、厚生年金の決定・支払いは、従来どおり、厚生年金被保険者期間分は日本年金機構、共済組合等加入期間分については各共済組合等で行います。

・厚生年金に関する届書等(注)は、日本年金機構(年金事務所)または各共済組合等のどの窓口でも受注します。(ワンストップサービス)

※注

①平成27年10月以降に受給権が発生した厚生年金に限ります。

②障害給付の届出書の一部の届書を除きます。

■お問合せ先　飯田年金事務所　☎0265-22-3641

三遠南信地域 無料法律相談について

弁護士法人リーガルクリニック法律事務所による無料法律相談会が行われます。

この相談会は南信州広域連合と愛知大学が締結している「連携・協力に関する協定書」に基づき実施されます。

相談には事前予約が必要ですので下記の予約先へご予約の上、お出かけください。

■日時　10月24日(土)13時から16時

■場所　大鹿村役場(大鹿村大河原354番地)

■対象者　飯伊地域にお住いの方

■相談時間　お一人(組)1時間以内

■予約受付の締切り　10月14日(水)

※必ずご予約ください

■予約先　弁護士法人 愛知リーガルクリニック法律事務所　0120-66-8191(予約専用)

予約受付　月曜日から金曜日(土日・祝日を除く)10時から15時

子育てママの就活応援「就職相談」のご案内

■会　場　豊丘村役場　相談室(玄関受付窓口の横)

■期　日　10月～来年2月までの左記の日程

10月9日、11月9日、12月10日、2月8日　午前9時～正午

■対　象　子育て中の女性の個別相談お子さんの年齢は、未成年であれば問いません。

■申　込　長野県子育てママの就活応援事業就業支援員　原まで080-8492-6481(相談日当日まで受け付けます。平日10時～18時)

詳細は、役場子育て支援センターにご案内を用意してあります。

就業支援員にお気軽にお申込み、お出かけください。

国民年金保険料「10年の後納制度」は9月30日まで

「10年の後納制度」は、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる仕組みです(本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません)。この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。

「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了します。終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「5年の後納制度」が始まりますが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。後納制度を利用するには、申し込みが必要です。詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」(0570-011-050)またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

飯田年金事務所　☎0265-22-3641

「公証週間」について

法務省と日本公証人連合会では、毎年10月1日から7日までの1週間を「公証週間」と定めて、皆さんに公証制度を正しく理解していただくとともに、この制度の御利用を呼びかけております。

公証制度は、私たちの日常生活における法律的紛争を未然に防止し、法律上の権利や義務を明確にし、安定させることを目的として、証書の作成等の方法により、一定の事項を公証人に証明させる制度です。

この公証事務を担当する公証人は、判事、検事、法務事務官などを長く務めた法律実務の経験豊かな者の中から法務大臣が任命した法律の専門家です。

次のような約束事には公正証書の作成をお勧めします。

▼遺言

▼お金の貸し借り

▼不動産の売買や貸し借り

▼離婚に伴う養育費や慰謝料等の支払

▼任意後見契約(公正証書によることが必要です。)

大切な契約や取引において公正証書は皆さんの権利を正しく確実に守ってくれます。

飯田公証役場　公証人　岡村幸治　〒395-0033　飯田市常盤町30番地　飯伊森林組合ビル2F　☎23-6502

平成27年度行政相談週間について

10月19日(月)から25日(日)まで「平成27年度行政相談週間」です。

「行政相談」とは、国の仕事など、行政についての苦情や意見・要望を、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、公正・中立な立場でお聞きし、相談者への助言や関係機関への通知など解決のお手伝いをします。

相談は、口頭・電話・手紙のいずれの方法でも結構です。

秘密は守りますので、お気軽にご利用ください。(無料)

10月の相談日は次の通りです。

■日時　10月26日(月)　午後7時～9時

■場所　介護予防拠点施設「はつらつ」

■相談員　行政相談委員　神谷敏彦

■お問合せ　総務課総務係　☎35-9050

今月の納税

「税に関するポスター」入選作品

豊丘南小学校6年(現中学校1年)　石原　雅さん

この作品は関東信越税理士会飯田支部長賞です。

口座引落日　10月27日(火)

納　入　日　10日28日(水)

納　期　限　11月2日(月)

・集合税　5期

・水道料　8・9月分

・保育料　10月分

・介護保険料(普通徴収分)　10月分

・後期高齢者医療保険料(普通徴収分)　10月分

■引落日の前営業日までに口座をご確認ください。

■口座の変更や内容の追加は、引落しの前月までにお願いします。

税務会計課　税務係　☎35－9051

長野県民手帳　大好評！予約受付中！

大人気！　長野県の情報満載の手帳を、どうぞご利用ください。

●平成28年度版長野県民手帳　販売価格：500円（税込）

手帳の主な内容

・日記編　県歌、七曜表、年号・年齢・西暦早見表、月別行事予定表、日記など

・資料編　県・市町村の所在地。首長名、地勢・気候・位置、人口の推移・年齢構造、統計で見る長野県の姿、市町村別・都道府県別主要統計など

1年間の日々を記録。読んで楽しく役立つ3冊！

●農業日誌　B6判616頁(予定)　販売価格:1,500円

●ファミリー日誌　B5判336頁(予定)　販売価格:1,500円

●新農家暦　A5判88頁　販売価格:　520円

お届け時期：11月中旬（予定）

購入ご希望の方は、役場 総務係まで直接お申込みください。☎35－9050

（隣組経由での注文は行いません。）　■申込締切　10月7日（水）

定　例　相　談　●秘密厳守・相談無料●

行政相談(定例)・くらしの相談

□日　時　10月26日(月)午後7:00～9:00

□場　所　介護予防拠点施設「はつらつ」

□相談員　行政相談委員(神谷敏彦)、民生児童委員

行政相談（随時）

□相談員　神谷敏彦（行政相談委員）(自宅　TEL35－5121)

□内　容　国の仕事など行政全般に対する苦情や要望など

高齢者福祉

各地区の民生児童委員

健康福祉課福祉係（TEL35－9060）

在宅介護・介護保険制度

□在宅介護に関する相談

地域包括支援センター(TEL35－9064)

□介護保険料及び納入方法に関する相談

健康福祉課介護保険係（TEL35－9060）

障害者福祉

□障害者の生活・障害者手帳・支援費制度・補装具・各種手当等に関する相談

健康福祉課福祉係（TEL35－9060）

□身体障害・知的障害に関する相談

飯伊圏域障害者総合支援センター(TEL24－3182)

□精神障害に関する相談

南信地域生活支援センター(TEL56－8732)

児童福祉・子育て

□児童福祉・子育てに関する相談

健康福祉課福祉係・子育て支援センター　(TEL35－9060)

□18歳未満の子どもに関する相談

飯田児童相談所（TEL25－8300）

□心身の発達に障害や遅れのある就学前のお子さんの相談

飯田市療育センターひまわり(TEL23－6097)

人権問題

●飯田人権擁護委員協議会(TEL22－0045)

(豊丘村人権擁護委員:松下泰見・宮下純子)

労働相談

●南信労政事務所

【午前8：30～午後5：15】

(TEL0265－76－6833伊那市)

結婚相談

●愛ねっと北部(北部地区結婚相談所)

□開所日:月～金、第2・第4土・日曜(午後1時～午後6時)

※事前予約制

□場　所：ゆめあるて北側

TEL34－2322、FAX34－2516

遺言相談

□日　時　月～金【午前9:00～午後5:00】

□場　所　飯田公証役場(TEL23－6502)

保育園どれみ

No 169

中央保育園から

☆夏はプールだね！たのしい～

☆お見事！花火の術！！

☆野田平でキャンプ！スイカ割れるかな？

☆みどりかいじゅうだぞ!ガオー

☆明神石、皆で押せ押せ～！

☆大きな栗拾ったよ～

在籍園児数　H27.9.1現在

	未満児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
北保育園	21	20	24	21	86
中央保育園	27	33	29	25	114
南保育園	10	11	12	13	46
合計	58	64	65	59	246

豊丘村キャラクター
「だんQくん」

●人の動き●　H27.9.1現在（前月比）

人　口：6,856人（－10）
男　：3,365人（－6）
女　：3,491人（－4）
世　帯：2,105戸（＋2）

住民異動届（8月中）
転入：5人　転出：12人
出生：3人　死亡：6人

豊丘村ロゴマーク

広報とよおか 2015.10
■通巻295号

●編集・発行●
豊丘村役場 総務課 企画財政係
〒399-3295　長野県下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地
電話 0265-35-3311（代表）／FAX 0265-35-9065
ホームページ http://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp
電子メール info@vill.nagano-toyooka.lg.jp

■印刷／龍共印刷(株)

VEGETABLE OIL INK